

## ノロウイルスによる食中毒と予防対策

11月1日～1月31日は、ノロウイルス食中毒防止対策重点期間です。ノロウイルスの食中毒は、ノロウイルスに汚染された食品を、生または加熱不十分で摂取した場合や、調理中に調理従事者の手指を介して食品を汚染し、それを摂取した場合が一般的です。

このようなノロウイルスによる食中毒を防止するためには、下記のノロウイルス予防四原則を実践してください。1 持ち込まない 2 食品につけない 3 拡げない 4 やっつける といった対策が重要です。

### ノロウイルス予防四原則

#### 体調管理（持ち込まない）

◎健康状態の把握・管理の徹底を！  
感染した場合は、仕事を休む、手洗い、うがいを励行し、なるべく食品に触れないよう心がけましょう。

#### 手洗い（につけない）

◎2回洗いがオススメ！  
食事、調理の前、トイレの後に必ず手を洗いましょう。爪の間や親指周りも丁寧に洗いましょう。

#### 定期的な消毒、清掃（拡げない）

◎次亜塩素酸ナトリウムが効果的！  
トイレや多数の人が触れる場所（トイレの便座のフタ、ドアノブ、水道の蛇口、洗面台）の消毒を徹底しましょう。

#### 消毒、加熱、（やっつける）

◎85～90℃で90秒以上加熱！  
特に子どもやお年寄りなど抵抗力の弱い方の食事は中心部までしっかり加熱しましょう。

お問い合わせ先：衛生業務課 電話番号：0558-24-2057

## 出産や手術で大量出血等をされた方へ

大量出血等の際に特定の血液製剤を投与されたことで、C型肝炎ウイルスに感染した方が、給付金の支給を受けるためには、国を相手とする裁判を提訴する必要があります。詳しくは **政府広報 C型肝炎** で検索して下さい。

【参考】政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201207/1.html>  
厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



生きがいと健康づくり  
イメージキャラクター  
「ちゃっぴー」

静岡県健康福祉部



静岡県賀茂健康福祉センター

〒415-0016 下田市中 531-1 (静岡県下田総合庁舎 2階・4階) 電話 0558-24-2032

ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-710/> FAX 0558-24-2159

松崎保健支援室 〒410-3624 賀茂郡松崎町江奈 255-3 電話 0558-42-0262